

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 11 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 86 号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																												
(総務部の分課等及びその分掌事務)	(総務部の分課等及びその分掌事務)																																												
第13条 [略]	第13条 [略]																																												
2～4 [略]	2～4 [略]																																												
5 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。 管理担当の分掌事務 (1)～(3) [略]	5 税務課の分掌事務は、次のとおりとする。 管理担当の分掌事務 (1)～(3) [略] <u>(4) 寄附金の受入れに関する事（他課等の主管に属するものを除く。）。</u>																																												
[略]	[略]																																												
6～9 [略] (東京事務所)	6～9 [略] (東京事務所)																																												
第82条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。 (1)～(4) [略] (5) 広域振興局長等から知事に徴収の引継ぎがあった県税に係る徴収金の徴収及び <u>その滞納処分</u> に関する事。	第82条 次の事務を処理するため、岩手県東京事務所を置く。 (1)～(4) [略] (5) 広域振興局長等から知事に徴収の引継ぎがあった県税及び <u>地方法人特別税</u> に係る徴収金の徴収及び <u>これらの滞納処分</u> に関する事。																																												
(6)～(10) [略]	(6)～(10) [略]																																												
2 [略]	2 [略]																																												
別表第 2	別表第 2																																												
1～4 [略]	1～4 [略]																																												
5 広域振興局税務部、総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部及び税務部の分掌事務（第20条の8、第20条の12、第22条、第30条関係）	5 広域振興局税務部、総合支局地域支援部並びに地方振興局企画総務部及び税務部の分掌事務（第20条の8、第20条の12、第22条、第30条関係）																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">分掌事務</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">分掌する部</th> <th rowspan="2" style="width: 30%;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">広域振興局税務部</th> <th style="width: 10%;">総合支局地域支援部</th> <th style="width: 10%;">地方振興局企画総務部</th> <th style="width: 10%;">地方振興局税務部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 県税及び<u>これに</u>附帯する</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>税務部が置かれる地方振興局</td> </tr> </tbody> </table>	分掌事務	分掌する部				備 考	広域振興局税務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	地方振興局税務部	[略]						2 県税及び <u>これに</u> 附帯する	○	○	○	○	税務部が置かれる地方振興局	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 30%;">分掌事務</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">分掌する部</th> <th rowspan="2" style="width: 30%;">備 考</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">広域振興局税務部</th> <th style="width: 10%;">総合支局地域支援部</th> <th style="width: 10%;">地方振興局企画総務部</th> <th style="width: 10%;">地方振興局税務部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 県税及び<u>地方</u>法人特別税並び</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td>税務部が置かれる地方振興局</td> </tr> </tbody> </table>	分掌事務	分掌する部				備 考	広域振興局税務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	地方振興局税務部	[略]						2 県税及び <u>地方</u> 法人特別税並び	○	○	○	○	税務部が置かれる地方振興局
分掌事務		分掌する部					備 考																																						
	広域振興局税務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	地方振興局税務部																																									
[略]																																													
2 県税及び <u>これに</u> 附帯する	○	○	○	○	税務部が置かれる地方振興局																																								
分掌事務	分掌する部				備 考																																								
	広域振興局税務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	地方振興局税務部																																									
[略]																																													
2 県税及び <u>地方</u> 法人特別税並び	○	○	○	○	税務部が置かれる地方振興局																																								

<u>収入金の賦課 徴収及び滞納 処分に関する こと。</u>		<u>の企画総務部を 除く。</u>	<u>にこれらに附帯 する徴収金の賦 課徴収及び滞納 処分に関するこ と。</u>		<u>の企画総務部を 除く。</u>
[略]			[略]		
4 [略]			4 [略]		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。